

子育て支援事業 - 各種手当制度 -



問・申

- 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273
- 滝根行政局 市民課 ☎78-1203
- 大越行政局 市民課 ☎79-2113
- 都路行政局 市民課 ☎75-2112
- 常葉行政局 市民課 ☎77-2113

出生児誕生祝金

出生児誕生祝金は、市勢の活性化と未来を託する出生児を祝福し、健全育成を図るため出生児の福祉の向上に貢献することを目的としています。

- 支給要件
 - ①保護者が出生児誕生の1年以前から田村市に住所を有していること
 - ②保護者が出生児と同居していること
 - 支給額
出生児1人につき…50,000円
 - 手続きに必要なもの
 - ①印鑑
 - ②保護者の預金通帳の写し
- ※出生の日から3カ月以内に申請が必要です。



児童手当

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな育ちを社会全体で応援するために支給する手当です。児童手当を受けるためには申請が必要です。支給要件(出生、転入・転出など)が発生した場合は忘れずに申請してください。

- 手当の額(子ども1人につき)
 - ①3歳未満…月額15,000円(一律)
 - ②3歳～小学校修了前…月額10,000円(第3子以降は15,000円)
 - ③中学生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)…月額10,000円(一律)
- 手当の支給
認定された場合、原則として請求日の属する月の翌月分から支給されます。4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。(年3回…6月・10月・2月)

- 所得制限限度額
下記の限度額に基づき所得の判定を行います。所得制限超過者には特例給付が支給されます。
- ※特例給付
子ども1人につき…月額5,000円(一律)

扶養親族等の数	所得額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

児童扶養手当

●受給できる方 父母が離婚、父または母が死亡・政令で定める障害の状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

- 対象になる児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 手当が支給されない場合
 - ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
 - ②手当を受けようとする方が公的年金給付を受けられることができる
 - ③対象になる児童が父または母の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)に養育されている…など

●手当を受けるための手続き 保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには、手当の振り込みを希望する通帳や印鑑などが必要ですので忘れずに持参してください。

- 手当の額
 - ①児童が1人の場合
全部支給…月額41,140円
一部支給…月額9,710円～41,130円
 - ②児童が2人以上の場合
2人目…月額5,000円の加算
3人目以降…1人につき月額3,000円の加算

●手当の支給 認定された場合、請求日の属する月の翌月分から支給されます。4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。(年3回…4月・8月・12月)

●所得制限限度額
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が下記の限度額以上である場合は、その年度の手当の全部または一部が支給停止されます。

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等※
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

特別児童扶養手当

●受給できる方 身体または精神に中度または重度の障害(政令で定める障害に該当)を有する児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

- 対象になる児童
身体または精神に中度または重度の障害(政令で定める障害に該当)のある20歳未満の児童
- 手当が支給されない場合
 - ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
 - ②児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している
 - ③児童が障害を理由に厚生年金などの公的年金を受けられることができる…など

●手当を受けるための手続き 保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課で認定請求の手続きが必要です。手続きには、手当の振り込みを希望する通帳や印鑑などが必要ですので忘れずに持参してください。

- 手当の額
 - ①1級に該当する児童1人につき…月額50,050円
 - ②2級に該当する児童1人につき…月額33,330円
- 手当の支給
認定された場合、請求日の属する月の翌月分から支給されます。4カ月分の手当をご指定の口座に振り込みます。(年3回…4月・8月・11月)

●所得制限限度額
受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額が下記の限度額以上である場合は、その年度の手当の全部または一部が支給停止されます

単位：円

扶養親族等の数	受給資格者	扶養義務者等※
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

※扶養義務者等とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。

公立小野町地方総合病院だより ☎72-3181

information

泌尿器科の診療開始

当病院では、新たに常磐病院の医師による泌尿器科の診療を始めました。泌尿器科では、腎臓・ぼうこう・前立腺などの尿路に関連する病気を対象に診療します。泌尿器系の病気でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

- 診療日 第2・4金曜日
- 受付時間 午後2時～5時



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…市長公室へ

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…市長公室へ